

佐賀市上下水道局工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績を評定するために必要な事項を定めることにより、厳正かつ適切な評定を行い、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の契約金額が130万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督員 佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条第1項の規定により工事ごとに命じられて監督の職務に従事する職員
 - (2) 工事担当係長 監督員の所属する係の係長（主査を含む。）以上の職にある者
 - (3) 検査員 佐賀市上下水道事業工事検査実施規程（佐賀市上下水道事業管理規程第25号）第3条第1項第1号に規定する専門検査員又は同項第2号に規定する指定検査員
- 2 考査項目は、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄え、創意工夫、社会性等並びに法令遵守等の6項目とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

- 2 評定者は、工事の成工検査が終了したときは、速やかに、工事成績採点表（様式第1号）により当該工事について評定を行わなければならない。
- 3 工事成績採点表における考査項目の細別ごとの評価は、工事成績評定の考査項目の考査項目別運用表（様式第2号）により行うものとする。
- 4 工事の受注者は、「創意工夫」又は「社会性等」の考査項目について実施しているものがある場合は、その実施状況を記載した書面を監督員に提出することができる。この場合において、監督員及び工事担当係長は、当該実施状況を考慮してその考査項目の評定を行うものとする。
- 5 第2項の規定により評定を行ったときは、検査員は、その結果について検査監を通じて（水道事業に係る工事については技術管理者を含む。）佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。
- 6 工事の成工検査の結果、当該工事に手直し等が生じることになった場合においては、手直し等を実施する前に評定を行うものとし、手直し等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

(工事成績の評価)

第5条 工事成績の評価は、評定点の合計により行うものとし、その区分は、次のとおりとする。

評価の区分	A－優れている	B－やや優れている	C－普通	D－やや劣る	E－劣る
評定点の合計	90点以上	80点以上 90点未満	70点以上 80点未満	60点以上 70点未満	60点未満

(受注者への評定結果の通知)

第6条 管理者は、第4条第5項の規定により検査員から報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第3号）により当該工事に係る評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 管理者は、前条の規定による通知をした後において、必要があると認めるときは、当該通知に係る評定を修正するものとし、その結果について、遅滞なく、当該修正した評定に係る工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は前条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定に係る説明書（様式第4号）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9条 前条第2項の規定による回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対して再度の説明を求めることができる。

2 管理者は、前項に規定する再度の説明を求められたときは、佐賀市上下水道局指名競争入札参加資格審査委員会の審議を経て、工事成績評定に係る説明書により回答するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めのない事項については、副局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。